

指定管理者の更新等に関する基本方針

(令和5年12月改正)

I 趣旨

平成15年の地方自治法の一部改正を受け、平成16年度に指定管理者制度を導入し、以降、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上に努めている。

この基本方針は、指定管理者の更新等を進める際の手続を定めるものである。

II 指定管理者更新の手続き

第1 指定管理者更新の決定

現行の指定期間が終了する前年度に、それまでの施設のあり方検討や指定管理者のモニタリング結果等を踏まえ、今後の当該施設のあり方、管理運営のあり方についての検討を行い、指定管理者の更新の是非を決定する。

第2 指定管理者更新の手続き

指定管理者を更新するとした施設は、次により更新手続きを進める。

1 指定管理者の選定期間

現行の指定期間が終了する年度に選定を行う。

2 指定管理者に関する基本的事項

(1) 管理する施設の範囲、業務の範囲及び管理の基準

施設のあり方検討結果、指定管理者のモニタリング結果等を踏まえ、指定管理者が管理する施設の範囲や施設運営に際しての業務の具体的範囲及び利用時間、休館日、使用許可の基準等、管理の基準を再設定する。

(2) 指定期間

指定期間は4年を標準期間とする。ただし、施設の性格、サービス提供の安定性等の観点から標準期間より長期の期間を設定することも可能とする。

(3) 利用料金制の導入

指定管理者のインセンティブの発揮等の観点から、積極的に利用料金制を導入する。

(4) 指定管理者と県の責任分担

指定管理者と県の最低限の責任分担は次表のとおりとする。

項目	内容		指定管理者	県	
共通事項	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○		
		著しい場合		○	
	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水その他の災害又は戦争、テロ、暴動その他これらに準ずる事由)の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		※両者の協議	
	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増			○
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの	○		
保険の付保	上記以外			○	
	施設火災保険			○	
	施設賠償責任保険		○		
	自動車保険		○		
管理運営	施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応		○	
		上記以外			○
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○	
		個人情報の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの 指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	
	施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの			○
		施設の管理の瑕疵によるもの		○	
	上記以外			○	
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等		○		
	指示等			○	
整備維持補修	施設、設備の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	○○万円未満	○	
			○○万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		指定管理者が希望する整備・改修(資産増加)		○	
		上記以外			○
	備品の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	○○万円未満	○	
			○○万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		上記以外			○
	備品の更新・新規購入	更新	指定管理者が希望する場合	○	
上記以外				○	
新規購入		指定管理者が希望する場合	○		
	上記以外			○	
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用	○		

※ 不可抗力の発生に起因して県又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、県は損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

※ 指定管理者が施設・設備の改修を行った場合、指定管理者は当該資産に関する所有権を放棄、または原状復帰する。

※ 指定管理業務の一環として必要な備品について、指定管理者が委託料又は利用料金収入等事業計画書に記載した管理業務に係る経費で購入した場合(経年劣化等による更新含む)、県に帰属するものとする。

(5) 委託料

- ① 委託料は基本的に精算しない。ただし、利用料金収入の大幅な増減、物価変動に伴う大幅な費用の増減、多額な収支差額の発生など状況の大きな変化があった場合は、委託料変更等の協議も可能とする。
- ② 利用料金制を導入した施設については、委託料なしとすることや利用料金収入の一部に相当する額を県に納付することを義務づけることも可能とする。

(6) 自主事業の実施

- ① 指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により事業を実施できる。
- ② 指定管理者のノウハウをより生かすため、施設運営に際しての課題を提示し、応募者から課題解決に繋がる自主事業の提案を積極的に受けることとする。

(7) 設置管理条例の改正

指定管理者更新に伴い、設置管理条例の改正が必要な場合は、選定年度の前年度までに所要の改正を行う。

3 指定管理者の公募

(1) 選定の原則

指定管理者の選定は、特別の事情がある場合を除き、公募により行う。

(2) 応募者の資格要件

県内に主たる事務所を置く民間事業者、出資法人等の法人その他の団体とする。

(3) 選定の方法

指定管理者の選定は、良質なサービスの提供が効果的、効率的かつ安定的に行われるよう、管理運営コストだけでなく、施設が提供するサービスの向上、県が目指す施策効果の出現、地域社会への貢献、市町村との連携、経理的基盤等を総合的に評価する総合評価公募型プロポーザル方式とする。

(4) 公募方法

指定管理者の公募は施設ごとに、指定管理者が行う業務の範囲や管理の基準、指定期間、委託料上限額、応募者の資格、選定基準（審査基準を含む）、選定方法等を記載した募集要項を提示して行う。また、提案価格（委託料）算出のための参考資料として、過去の委託料実績額、施設修繕実績額等も公表する。

(5) 募集期間

参入の機会を広く確保する観点から、募集期間は3月程度とする。

(6) 広報

公募に当たっては、県ホームページの掲載だけでなく、印刷物の配布や応募が見込まれる者への情報提供等により提案の積極的な募集を行う。

(7) 情報提供

応募者に施設等に関する情報を提供するため、業務説明会及び現地見学会を開催する。また、応募者からの質問についても、回答をホームページへ掲載し、公表する。

4 指定管理者の選定

(1) 指定管理者選定委員会の設置

① 応募者からの提案を審査するため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は委員5名で組織し、施設の効果的・効率的運営に向けた指定管理者の選定について、十分な知見を有する委員により構成する。

② 選定手続きの透明性、公平性を確保するため、「審議会の会議の公開等に関する指針」に基づき、選定委員会の開催結果の公表を行う。

(2) 審査

① 提案審査は、提案価格、提案内容等を総合的に評価して行う。

② 選定委員会における審査に際しては、あらかじめ選定委員会の意見を聴いて審査基準（審査項目、配点等）を作成し、募集要項等で公表する。

(3) 選定

知事、教育委員会等は、選定委員会における審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、審査後速やかに応募者全員に通知するとともに、応募状況及び審査結果（応募者名、提案価格、審査点数、選考理由等）についてプレス発表、ホームページ等で広く公表する。

(5) 仮協定書の締結

① 選定後、指定管理者の候補者と管理運営の細目について協議を行い、協議内容を仮協定書として締結する。この場合、必要に応じ指定管理者の候補者の提案に対し、提案の趣旨を変更しない範囲内において修正を求めることができる。

② 上記の協議が整わない場合は、選定委員会で次点となった応募団体を指定管理者の候補者として協議を行うことができる。

5 指定管理者の指定

(1) 指定の議決

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項に基づき、次の事項について議会の議決を経て行う。

- ・ 公の施設の名称
- ・ 指定管理者となる団体の名称

- ・ 指定の期間 等
- (2) 債務負担行為の議決
指定管理者の指定に当たっては、複数年度にわたり県が施設の維持管理経費を負担することとなるため、地方自治法第214条に基づき、債務負担行為の議決を経ることとする。
- (3) 議案の提案時期
指定管理者の指定の議案及び債務負担行為の提案時期は、県民への周知及び移行準備のための期間を考慮し原則12月議会とする。

第3 指定後の手続き

指定の議決後は、委託料の額や支払い方法、業務の範囲や管理の基準に関する細目、個人情報の取扱い等について、指定管理者と協定を締結する。

第4 その他

1 施設の管理運営状況の把握、指導

- (1) 指定管理者による管理運営が適正かつ安定的に提供されるよう、事業報告書の提出その他の定期報告、利用者の満足度調査の実施、業務状況の聴取及び対面による意見交換等を通じ管理運営状況を把握し、必要な場合は指導等を行う。
- (2) 効果的な施設の運営を図るために、施設の管理業務に加え、施策を推進する業務についても指定管理者に委託している施設においては、業務の実施について指定管理者任せにせず、施策効果の検証を定期的に行うとともに、施策効果が十分生じておらず、改善が必要な場合は、指定管理者と協議の上、対策を講じるものとする。

2 個人情報の保護及び情報公開の推進

- (1) 個人情報の保護
指定管理者が施設の管理を通じて取得した個人情報については、山梨県指定管理者の個人情報の保護に関する要綱（平成17年3月28日制定）に基づき、適正な取扱いを行う。
- (2) 情報公開の推進
指定管理者が施設の管理を通じて取り扱う文書については、山梨県指定管理者の情報公開に関する要綱（平成17年3月28日制定）に基づき、情報公開を行う。

3 管理業務が継続困難となった場合の措置

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合には、業務の改善勧告を行い、改善策の実施を求める。
- ② 不可抗力その他指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、管理

業務の継続が困難となった場合には、継続の可否について協議する。

4 指定の取消し等

次のような場合に該当するときは、指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の一部の停止等を命じる。

- ・ 協定書で定める報告書等を提出しない場合
- ・ 法令、条例、規則、協定に基づく指示に従わない場合
- ・ 改善を期限内に実施しない場合
- ・ 法令、条例、規則、協定に違反した場合
- ・ 経営状況の悪化等により管理運営業務を継続することができない場合
- ・ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう等管理運営業務を行わせることが社会通念上不適当な場合 等

第5 事務手続きに関するガイドラインの設定

更新に当たり施設間、部局間で事務手続きに差違が生じないように、事務手続きに関する詳細な事項をガイドラインとして定め、原則として全庁統一的に更新手続きを行う。

III 指定管理者に指定取消があった場合の手続き

第1 指定管理者再募集の決定

指定管理者に指定取消があった場合は、直ちに指定管理者の再選定、あるいは直営による管理への移行等施設のあり方、管理運営のあり方を検討・決定する。

第2 指定管理者再選定、指定等の手続き

指定管理者の再選定、指定等の手続きについては、上記Ⅱ－第2（指定管理者更新の手続き）以下に準じ行う。

IV 直営施設及び新設施設に指定管理者制度を導入する場合の手続き

第1 指定管理者移行の決定

- ① 直営施設については、施設のあり方検討や管理運営のあり方についての検討を踏まえ、指定管理者移行の是非を決定する。
- ② 新設施設については、基本計画策定時等において、施設の内容、財政負担額と事業効果等の観点から、管理運営のあり方について検討を行い、指定管理者移行の是非を決定する。

第2 指定管理者選定の手続き

1 設置管理条例の改正（制定）

指定管理者選定年度の前年度までに、次の事項を設置管理条例に規定する。

- ・ 指定管理者に施設の管理を行わせる根拠規定
- ・ 指定管理者に行わせる業務の範囲
- ・ 指定管理者が行う管理の基準
- ・ 指定管理者の指定の手続

・ 指定管理者の選定基準

2 指定管理者選定、指定等の手続き

指定管理者の選定、指定等の手続きについては、上記Ⅱ－第2（指定管理者更新の手続き）以下に準じ行う。